

第 2 6 2 回鳥取県内水面漁場管理委員会

議 事 次 第

日時 平成 2 7 年 5 月 1 2 日 (火) 午後 2 時 0 0 分から
場所 ホテルセントパレス倉吉 ウィンザーサウス (2 階)

1 開 会

2 挨 拶

3 議事録署名人の指名

4 議 事

- (1) 天神川漁業協同組合内共第 2 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更の許可について (諮問事項)
- (2) あゆの採捕禁止 (加勢蛇川、勝田川) に関する指示について (協議事項)
- (3) 千代川大口堰周辺区域における水産動物の採捕禁止に係る指示について (協議事項)
- (4) あゆ採捕禁止期間等の見直しについて (報告事項)
- (5) 内水面漁業調整規則の改正 (大口堰禁止区域) の進捗状況について (報告事項)

5 その 他

- (1) 溪流魚と外来魚との混血について

6 閉 会

第262回鳥取県内水面漁場管理委員会出席者名簿

〈委員会〉

(任期：平成24年12月1日～平成28年11月30日)

区分	氏名	所属等	備考	出欠
漁業者代表 (3名)	あだち よしのぶ 足立 憲 信	元東郷湖漁協代表理事組合長		
	こばやし いさお 小林 功	千代川漁協代表理事組合長		
	きとう ひでお 佐藤 英夫	日野川水系漁協代表理事組合長、鳥取県内水面漁業協同組合連合会長、全国内水面漁業組合連合会副会長理事		
遊漁者代表 (2名)	こだに ちとし 小谷 知載	NPO法人八東川清流クラブ、元中学校校長	会長	
	すいたに ゆかり 水谷 由香里	関金小学校非常勤職員		
学識経験 (3名)	かわはら みきこ 川原 三紀子	元米子高校非常勤講師		
	きりはら まき希 桐原 真希	日本自然保護協会自然観察指導員		
	ばんばら まさこ 番原 昌子	西部総合事務所日野振興センター日野振興局自然保護監視員(非常勤)		

〈鳥取県〉

所属	職名	氏名
鳥取県農林水産部水産振興局	局長	三木 教立
鳥取県栽培漁業センター養殖・漁場環境室	室長	福井 利憲
鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当	係長	渡辺 秀洋

〈委員会事務局〉

役職	氏名	備考
事務局長	小畑 正一	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長
次長	氏 良介	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長補佐
書記	蟻坂 亮子	鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当 主事

天神川漁業協同組合内共第2号第五種共同漁業権
遊漁規則の変更認可について

1 今回の変更内容

(1) 遊漁料の額及び納付方法

消費税変更および飼料価格高騰等により種苗価格が値上がりしたことによる遊漁料金の価格改定。平均14.3%の値上げ。

(2) 附則

認可の日から施行する。

2 認可に係る審査基準

・漁業法第129条第5項

要件	適否
遊漁を不当に制限するものでないこと。	○
遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。	○

・水産業協同組合法第49条

事項	要件	事実	適否
総会の議決全員 (総代会の議決)	出席者の議決権の過半数以上	出席者48名のうち45名の賛成(うち委任状17名)	○

(参考) 総代の人数71名

【参考法令】

漁業法（抜粋）

（遊漁規則）

第129条

1～2 略

3 遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。

4 第一項又は第三項の認可の申請があったときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見をきかなければならない。

5 都道府県知事は、遊漁規則の内容が左の各号に該当するときは、認可をしなければならない。

一 遊漁を不当に制限するものでないこと。

二 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

水産業協同組合法（抜粋）

（総会の議決事項）

第48条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

1～8 略

9 漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則又は遊漁規則の制定、変更及び廃止

以下 略

（総会の議事）

第49条 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定ある場合を除いて、出席者の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、総会において、その都度これを選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

（特別決議事項）

第50条 次の事項は、総組合員（准組合員を除く。）の半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その都度）以上が出席し、その議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の多数による議決を必要とする。

一～四 略

五 漁業権行使規則又は入漁権行使規則の制定、変更及び廃止

六 略

平成２７年度におけるあゆの採捕禁止に関する指示について

１ 指示の目的

県内の内水面におけるあゆの採捕に関し、各地域の実情に応じて制限をかけることで、資源の保護を図るとともに、漁場の使用に関する紛争の防止を図るため。

２ あゆの採捕禁止に関する指示の背景・経過

- ・ 漁獲圧の高い投網による採捕開始時期を遅らせ、あゆ資源の保護を図り、さお釣り客があゆ採捕を楽しめる期間を確保してほしいという琴浦町からの要望を受けて指示を発出。
 - ・ 加瀬蛇川（平成 12 年度～）
 - ・ 勝田川（平成 13 年度～）

３ 平成 27 年度における指示案

- （１）琴浦町からの要望書：p. 3～5 参照
- （２）指示の告示案：p. 6 参照

４ これまでの当委員会における協議内容及び結果

○ 第 237 回委員会（平成 21 年 5 月 13 日）
（協議内容）

- ・ 平成 22 年からは次のような取扱いとする。

① 漁業権を免許されている河川（千代川、天神川、日野川）

原則、当委員会が特に必要と認めた場合を除き、指示を出さない（各漁業権者の管理に任せる）。

（理由）

県内水面漁業調整規則に規定する採捕禁止の期間又は区域（以下、「採捕禁止期間等」という。以外の採捕禁止期間等を設定する場合、その河川が漁業権を免許されている河川であれば、漁業権魚種の適正な管理が求められる漁業権者（漁業協同組合）が定める「行使規則」及び「遊漁規則」により、必要に応じて設定されることが望ましい。

第五種共同漁業権の免許を受けた者（漁業協同組合）には、漁業権魚種の増殖義務が課せられる（法第 127 条）。増殖と管理を通じて内水面の資源的価値を高めることを裏腹に漁業権免許されているもの。

② 漁業権を免許していない河川（加勢蛇川、勝田川等）

委員会が特に必要と認めた場合に限り、指示を発出する。

【参考法令等】

○ 鳥取県内水面漁業調整規則（抜粋）

（禁止期間）

第26条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。

水産動植物の種類	禁止期間
あゆ	2月1日から5月31日まで及び9月26日から10月31日まで

○ 漁業法（抜粋）

（海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

第67条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

（内水面漁場管理委員会）

第130条

- 1 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。
- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
- 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。
- 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

○ 各漁協の遊漁規則（行使規則）によるあゆ採捕に関する規定

6月1日から9月25日まで及び11月1日から翌年1月31日までの間で組合が毎年定めて公表する期間



鳥取県内水面漁場管理委員会

会長 小 谷 知 載 様

要 望 書

加勢蛇川、勝田川における投網によるアユ採捕禁止期間の設定について

琴浦町長 山 下 一 郎



[要旨]

加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉 2 6 6 地先えん提から下流の区域）及び勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎 1 5 4 - 1 地先佐崎橋から下流の区域）に於いて、6 月 1 日から 6 月 3 0 日までの間、アユの投網による採捕禁止について、格別のご高配をいただきますようお願いいたします。

[説明]

加勢蛇川、勝田川は琴浦町にとって重要な水源であり、また川魚にとって繁殖、生育に重要な河川であります。

加勢蛇川は、昔から名前のごとく、氾濫を起こすために堰堤等の整備が進められ、魚道も年次的に整備され魚の住む、環境整備も行われてきました。現在、加勢蛇川の環境美化を守る運動を地域住民の方々と行い、魚の住み良い環境づくりを行っています。平成 1 2 年度より投網禁止の指示をいただき、広報、看板設置及びパトロール等にて、町内外の釣り人の方々への周知を図ってきましたが、6 月 1 日のアユの解禁と同時に、河口付近にて投網による採捕が多く、一網打尽となっています。

勝田川は、そこに棲む漁種も豊富で、特にアユ漁の解禁期間は、多くの釣り人で大変賑わっています。県の御協力を得て、平成 1 1 年度から 7 箇所魚道設置や、成美地区に親水公園を整備していただくなど、勝田川の環境美化に努めてまいりました。また、平成 1 3 年から平成 1 5 年に、アユの資源の確保と河川の環境美化アピールを目的に、アユの放流を実施し、資源回復の状況を見守っているところですが、加勢蛇川と同様、6 月 1 日のアユの解禁と同時に、河口付近にて投網による採捕が多く、一網打尽となっています。

つきましては、アユ資源を守り、多くの遊漁者のためにも 6 月 1 日から 6 月 3 0 日までの間、投網による採捕の禁止等による適切な処置を、本年も引き続き、とっていただきますようお願い申し上げます。

平成 2 7 年 4 月 7 日

琴浦町全図



鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び第 130 条第 4 項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成 27 年 5 月 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
1 加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉 266 地先えん堤から下流の区域）	投網	平成 27 年 6 月 1 日から同月 30 日まで
2 勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎 154-1 地先佐崎橋から下流の区域）	投網	平成 27 年 6 月 1 日から同月 30 日まで

千代川大口堰における水産動物の採捕禁止に関する指示について

1 指示の目的

千代川大口堰においては、特にあゆをはじめとする魚類の遡上阻害等が発生しており、水産動物の保護を図る必要があるため。

2 状況・経過について

- ・ 県規則では、当該区域における水産動植物の採捕を禁止していない。(千代川漁業協同組合の漁業権行使規則・遊漁規則では禁止されている。)
- ・ 平成22年度に千代川漁業協同組合から、当該区域を県規則で禁止区域に設定するよう、要望書が提出された。
- ・ これまでに県が実施した調査では、当該えん堰直下には、あゆを主とする魚類が多数滞留することが認められる。
- ・ 平成24年度、当該えん堰の上流部においてあゆの降下調査を実施し滞留していることを栽培漁業センターが確認。
- ・ 現在、県規則により当該区域における採捕を禁止するため、水産庁との協議を行うための相談中。
 - ※ 県規則の改正には水産庁の認可が必要。(協議を含め認可まで1年半くらいは必要とのこと(水産庁))
 - ※ 協議の準備前(協議資料作成前)から水産庁との複数回の打ち合わせ(相談)が必要であると指摘されている。(水産庁担当者から会議等の場において他県事例等に対して口頭指摘)

3 指示案：p. 3 参照

【参考法令等】

○ 漁業法(抜粋)

(海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示)

第67条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

(内水面漁場管理委員会)

第130条

- 1 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。
- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
- 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。
- 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

千代川漁業協同組合遊漁規則

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表に掲げる期間内は、遊漁を行ってはならない。

略	1月1日から 12月31日まで
鳥取市円通寺の円通寺橋上流端から上流 240 メートルから上流 535 メートルの地点 までの区域	
略	略

○ 鳥取県内水面漁業調整規則

(試験研究等の適用除外)

第38条 第26条から第35条まで及び前条の規定は、試験研究、教育実習又は増殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。)(以下本条において「試験研究等」という。)のため水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行なう当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、様式第10号による許可申請書により許可を知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の許可をしたときは、その申請者に様式第11号による許可証を交付するものとする。

4 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、第1項の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付けることができる。

5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等が終了したときは、遅滞なく、その経過を知事に報告しなければならない。

6 第1項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行ってはならない。

7 第1項の許可を受けた者は、許可証の記載事項について変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

8 第2項から第4項までの規定は、前項の変更の許可についてこれを準用する。

9 第22条及び第23条の規定は、第1項の許可を受けた者にこれを準用する。

(案)

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、水産動物の繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

平成 27 年 5 月 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

1 指示内容

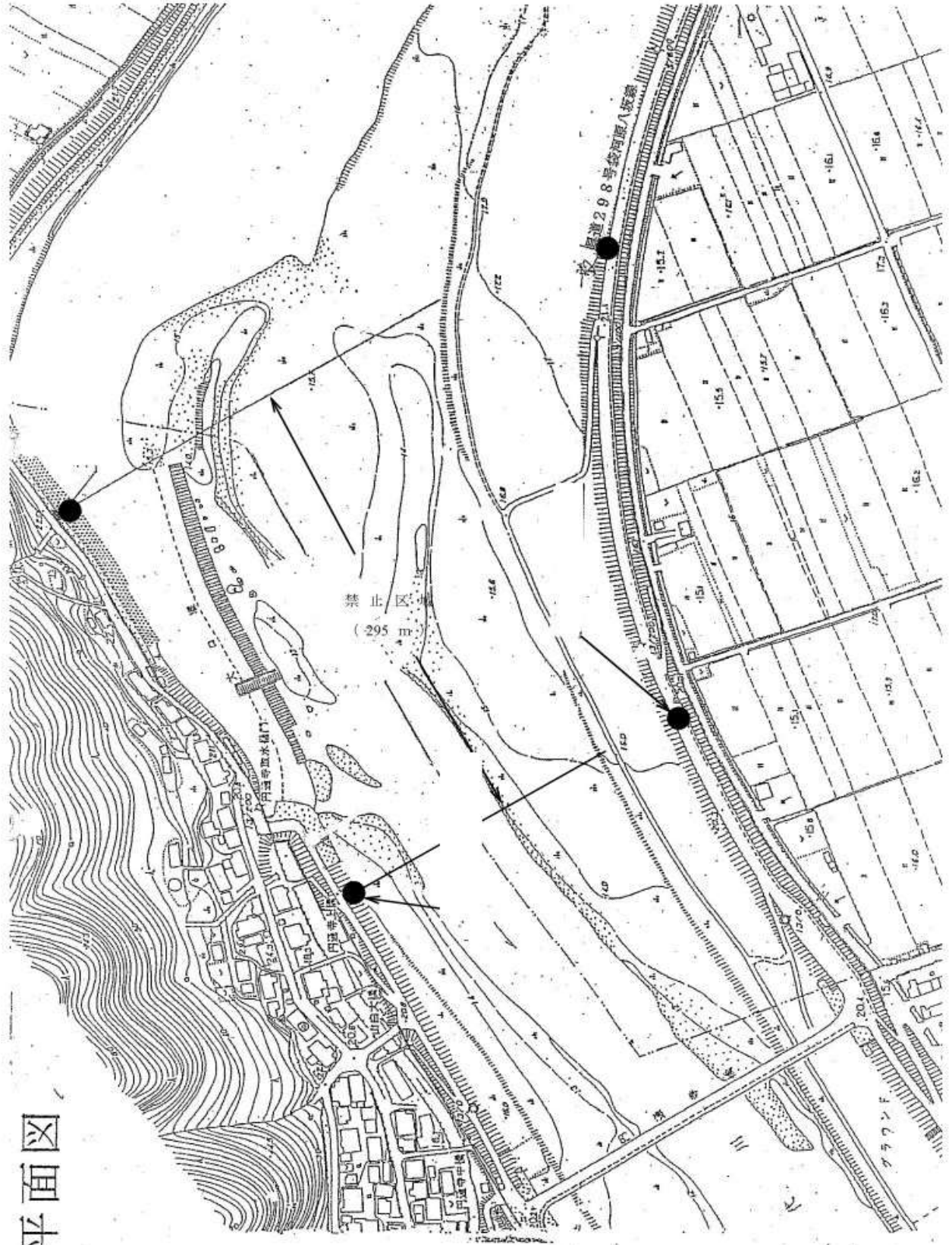
鳥取市円通寺における円通寺橋上流端から上流 240 メートルの地点と上流 535 メートルの地点の間の千代川の区域では、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1)鳥取県内水面漁業調整規則（昭和 40 年鳥取県規則第 47 号）第 38 条第 1 項の規定により、鳥取県知事の許可を受けた場合
- (2)鳥取県内水面漁場管理委員会が特に理由を認め、採捕を承認した場合

2 指示期間

平成 27 年 6 月 1 日から平成 28 年 5 月 31 日まで

参考図 (大口堰)



平面図

アユ採捕禁止期間等の見直し

規則改正の主旨

県では毎年河川の天然アユ生態調査を実施しているが、近年、アユの降下時期が以前に比べ変化しており、今後、アユ資源の効果的な管理・増大を図るためには、実態に合った禁漁期の設定を行う必要がある。

○産卵保護期間の見直し（案）について

産卵場は9月26日から、その他の水域については10月10日から11月15日まで禁漁とする

産卵保護のための禁漁期間

	9月	10月		11月
	26日	10(15)日	31日	15日
これまで				
改正案				
産卵場				
全域				

①全面禁漁を10月10日からとする

<理由>

- ・遡上アユの内、9月下旬に孵化したと推定される個体は殆ど認められない（図7）。遡上アユの多くは10月中旬以降にふ化した個体で、10月以降に産卵したものと推定される（水温とふ化期間の関係から）。
- ・成熟アユが採捕されるのは殆どの年が10月に入ってから（図8）。
- ・生殖腺指数のピークは9月下旬から10月上旬で、10月からが産卵開始（図9）。

②禁漁期間を11月15日まで延長する

<理由>

- ・近年、産卵期が遅くなる傾向にある。
- ・流下仔魚数のピークは例年11月であることから、アユの主な産卵期は11月中旬までと推定される（図7）。
- ・近年の遡上アユのふ化日は、11月から12月上旬がピークであり、11月中旬頃まで産卵ふ化していると考えられる（図7）。
- ・11月中旬まで未産卵のアユが採捕される（図8）。

○鳥取県における溪流魚と外来魚の混血魚

- 千代川水系北股川 三滝ダム下智(頭) 芦溪(谷) でイワナとブラントラウトの交雑種であるタイガートラウトが出た



釣り人による資料提供



栽培漁業センター調査

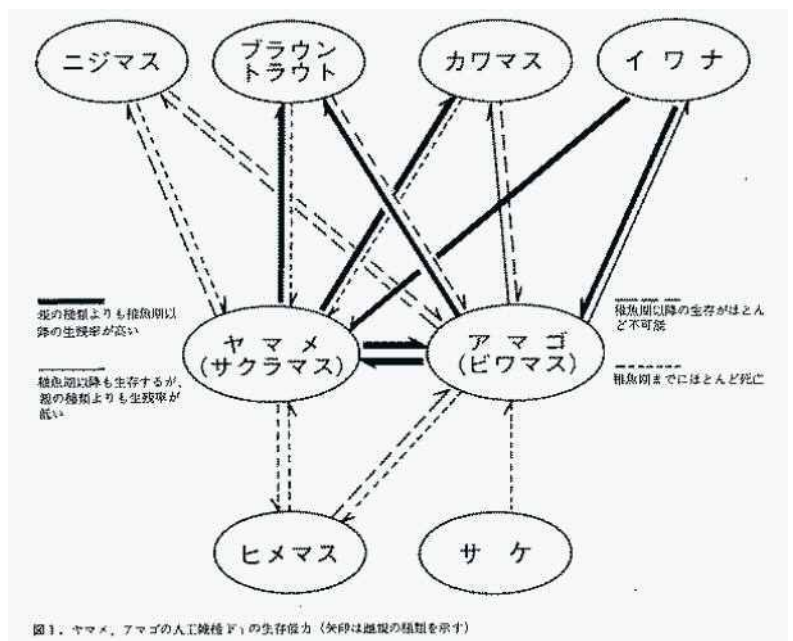
○ヤマメとニジマスの混血

- 番原委員から提供のあった写真
- ↓
- ニジマスと判断



<<文>>

- 稚魚期まで、または稚魚期以降の生存がほとんど不可能(「ヤマメ・アマゴ集」(財) 鯉魚保協)
- 1年以上生き残るものもいるがその割合は僅少(加藤憲司著「ヤマメ・アマゴその生態と釣り」つり人社)。



「ヤマメ・アマゴ集」